	規制の論点等に"フバー」													
NO	項目	論点等	他政令市の状況等											
1	目的	(1) 現状の問題に対応した目的を 規定する必要がある (補足資料1)	○通行	【現状の問題点】 ○通行の妨げ ○不快な声掛け		【懸念材料 ○繁華街^ ○不快な思 ○景観を掛 ○治安悪(	への不安 思い <b>ほ</b> なう		及び利 ●札幌市	J用の阻害 iのイメー	全で安心な 客 ージダウン づくりへの			
		(2) 関連法令と異なる目的を規定する必要がある	J	風営法										
			道迷恩		道民及び滞在者に著しく迷惑をかける行為を防止し、もってその生活の平穏を 保持すること									
			ススキノ条例 公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等を防止し、もって下 及び観光客等の安全で安心な生活環境を確保すること								って市民			
2	規制													
	行為			安司	七			1 1 1						
		(1) じのとるよく年光ナー田田十フょ		客引 客待		0	0	0	0	0	0	0	0	
		(1) どのような行為を規制するか (補足資料 1)		客引きを用り					O	0		0	0	
		(補見資料 2)	(1)	番別さを用 誘引										
			行為	勧診		0	0		0	0	0	0	0	
				勧誘行	•	0	0	0	0	0	0	0	0	
				勧誘を用いた営業		_	-			-	0		-	
		(2) どのような業種を規制するか	(0)	客引き(全	と業種)	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(補足資料2)	(2) 業種	勧誘(全	業種)	0	0	風俗関連のみ	0	0	風俗関連のみ	0	0	
			【補足】基本的にいずれの市においても、条例の実効性を高めるため、全業種を規制対象として加えて、「風俗営業」及び「性風俗営業」の客引きや勧誘は、「県条例」、「市条例」でもされている。										-	

NO	項目	論点等	他政令市の状況等									
2	規制											
	行為				大阪	京都	川崎	名古屋	仙台	熊本	浜松	静岡
		(3) どこの区域をどのように規制するか	(0)	繁華街の一部	0	0	0	0	0	0	0	0
			(3)	面指定			0		0	0	0	
			区域	通り指定	0	0		0				
		(4) どのような場所における行為 を規制するか	(4)	公共の場所 (道路、公園)	0	0	0	0	0	0	0	0
			場所	公共の場所 (私有地等)	0	0	×	×	0	0	0	×
		(5) どのような対象者を規制する か (6) 自店舗から 1m 以内の行為	(5) 対象者	何人も	市民等	0	事業者等	0	0	0	0	0
			(6) 自店舗	1m以内の 客引き※	0	×	×	×	×	×	×	0
			※自店舗から1m以内で、通行の妨げ等とならないような客引き行為は規制対象外としている									
3	罰則											
	•				大阪	京都	川崎	名古屋	仙台	熊本	浜松	静岡
	処分	(1) 規制行為の違反者に罰則を 設けるか (補足資料3)	罰則	秩序罰	0	0	0	0	$\bigcirc$	0	0	0
			言リタリ	両罰規定	0	$\circ$	0	$\circ$	$\bigcirc$	0	$\circ$	$\circ$
			・類似の条例で行政刑罰(刑事罰)を採用している政令市はない									
					大阪	京都	川崎	名古屋	仙台	熊本	浜松	静岡
		(2) 違反者情報の公表を行うか (補足資料3)		公表	0	0	0	0	0	0	0	0
					大阪	京都	川崎	名古屋	仙台	熊本	浜松	静岡
		(3) 土地等所有者等への通知を	土地等所	所有者等への通知	0	0		0	0	0	0	0
		行うか(補足資料3)										

NO	項目	論点等	他政令市の状況等										
4	責務												
					大阪	京都	川崎	名古屋	仙台	熊本	浜松	静岡	
		(1) 市民や事業者にどのような努		責務	0	0	0	0	0	0	0	0	
		力責務を課すか		市	0	0	0	0	0	0	0	0	
				市民等	0	0	0	0	0	0	0	0	
				事業者等		0	0	0	0	0	0	0	
				商店街等		0			0				
				町内会等									
5	その他	(1) その他の条例の実効性を高め	○責務の具体例 【市民等、事業者等】客引き行為等の禁止等に関する市の施策に協力する(8市) 【市 民 等】他人に迷惑となる客引き行為等を行わないよう努める(大阪市) 【事業者等】客引き行為等をし、又はさせることがないよう努める(京都市、川崎市) 【事業者等】公共の場所において、客引き行為等を行い、又は行わせるに当たっては、安心、安全で快適な都市環境を阻害しないよう努める(名古屋市、浜松市) 【事業者等】客引き行為等の禁止に関し、従業員への指導、監督等を行うよう努める(熊本市) 【商店街等】客引き行為等が行われないよう快適な環境の確保に努める(京都市) 【商店街等、町内会等】客引き行為等が行われないよう巡回、啓発等の取組を自主的に推進(京都市、仙台市)										
5	ての他	(1) その他の条例の美効性を高め るための取組としてどのような ものが考えられるか	【貸与に係る契約上の措置】 ・禁止地区の土地又は建物を他人に貸与する者に対する努力義務(熊本市) ア 貸与契約の締結時に、相手方に、違反行為をしない旨を約させる。 イ 貸与契約に、違反行為が行われた場合に当該契約を解除できる旨を定める。										